

ひとり親家庭等で資格取得等をお考えのとき

43 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

制度内容	ひとり親家庭の父母が資格取得をめざし、養成機関に修業している期間、生活費を支援します。修業前に面談が必要です。
対象者	市内に住所を有するひとり親家庭の父母
必要なもの	事前相談の際にご案内します。
お問い合わせ先	こども家庭課 こども家庭係（保健福祉センター2階） ☎572-7106

44 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

制度内容	ひとり親家庭の父母が、資格取得するための講座受講費用を助成します。受講前に申請・面談が必要です。
対象者	市内に住所を有するひとり親家庭の父母
必要なもの	事前相談の際にご案内します。
お問い合わせ先	こども家庭課 こども家庭係（保健福祉センター2階） ☎572-7106

45 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

制度内容	ひとり親家庭の父母、ならびにひとり親家庭のこどもが、高等学校卒業程度認定試験のための講座を受け、修了したとき、また合格したとき受講費用の一部を支給します。 受講前に面談・申請が必要。
対象者	市内に住所を有するひとり親家庭の父母、又はその児童
必要なもの	事前相談の際にご案内します。
お問い合わせ先	こども家庭課 こども家庭係（保健福祉センター2階） ☎572-7106